

議案第41号

建物明渡請求事件に係る和解について

大阪地方裁判所令和2年（ワ）第9976号建物明渡請求事件について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

1 当事者

(1) 原告

守口市

代表者 市長 西端 勝樹

(2) 被告

金下貸店舗2号店舗賃借人

2 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）についての原告被告間の本件賃貸借契約が、令和2年3月31日の経過をもって期間満了により終了したことを認める。
- 2 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを令和3年7月31日まで猶予する。
- 3 被告は、原告に対し、前項の期日限り、別紙動産目録記載の動産（以下「本件動産」という。）を除き、本件建物を原状回復のうえ明け渡す。
- 4 被告は、原告に対し、令和3年7月1日から令和3年7月31日までの賃料相当損害金として、4万9000円を、令和3年7月25日限り、りそな銀行守口支店「守口市会計管理者」名義の当座預金口座（口座番号0807608）に送金する方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- 5 被告は、本件動産の所有権を放棄し、原告が処分することに異議がない。
- 6 原告は、被告に対し、3項により被告から本件建物の明渡しを受けた日から1か月以内に、本件賃貸借契約時に被告から原告に差し入れた保証金200万円から、本件建物の明渡しにおける原告の被告に対する一切の債権を控除した残額を支払う。
- 7 被告が3項の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、令和3年8月1日から明渡済みまで1か月9万8000円の割合による損害金を毎月25日限り当月分を支払う。
- 8 原告は、その余の請求を放棄する。
- 9 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙

物件目録

1 所 在 大阪府守口市金下町1丁目36番1号

構 造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）

床 面 積 1階 168.03㎡

2階 57.65㎡

3階 66.80㎡

2 上記1の内2号店舗（店舗部分17.82㎡，倉庫部分4.32㎡ 別紙見取り
図着色部分）

以上

別紙

動 産 目 録

- 1 冷蔵庫 1台
- 2 エアコン（ダイキン製）1台，室外機2台
- 3 陳列棚
 - ・ 80cm×140cm×50cm 1台
 - ・ 160cm×60cm×110cm 1台
 - ・ 50cm×30cm×170cm 1台
 - ・ 60cm×180cm×30cm 1台

以 上